

## 植民地朝鮮における皇国臣民体操の考察

金 誠

### 1. 本研究の目的と視角

近代における日本と朝鮮半島の歴史は「植民地」という出来事、すなわち支配－被支配という関係が存在したことから、現在に至っても政治的な言説のなかにその時代の影響を垣間見ることが多々あり、国家間の歴史認識が問われることも少なくない。日本の植民地支配に関わる歴史的な検証はとりわけ韓国・朝鮮近現代史を専門とする研究者らによって多くの研究成果が蓄積されてきており、日韓歴史共同研究などを通しても日本、韓国双方の専門家らを中心に歴史観を見つめなおす作業が進められている。また体育・スポーツ史の分野に関しては西尾によって、これまで日本のスポーツ史のなかで体系づけて語られてこなかった朝鮮半島における植民地支配と体育との関係が明らかにされ<sup>1</sup>、また体育・スポーツと植民地政策との関連性に着目して行われる研究もみられるようになってきた。

本研究はそうした植民地政策の一環として機能した体育・スポーツのなかでも皇国臣民体操と呼ばれる体操に着目し考察を加えていこうとするものである。この体操は武道を体操化したものであり、剣道の型を簡易化して体操へと転化させ、身体の鍛錬だけではなく、その精神性に重きをおいて行われた体操であった。そのため武道に付与された日本的価値観を身体を通して規範化していくとする意図が働いていたのであり、この体操に着目することで当該期の植民地史的な背景とその特長を確認することもできるだろう。

西尾によって明らかにされているように植民地朝鮮における体育・スポーツが当該期の植民地政策に沿った体育政策という観点において身体的な側面から支配の強化が実践された事実は疑義の余地がない。当該植民地史をみた場合、そうした事実が最終的に朝鮮人という人的資源をその体制のなかへと動員しようとしたことが体制側の目論見として確認される。本研究ではこうした動員の前段階にどのような施策をもって植民地住民を動員へと

<sup>1</sup> 西尾達雄、『日本植民地下朝鮮における学校体育政策』明石書店、2003.

繋げていこうとしたのかという過程のなかに本研究対象である皇国臣民体操を位置づけ、その実態を明らかにしていく。

## 2. 研究の方法

### 1) 時期区分と対象とする時期

朝鮮半島の植民地時代は1910年の韓国併合からおよそ10年ごとに支配の特性やその政策に転換があらわれ、朝鮮の近代史研究においては1910年から1919年、1919年から1931年、そして1931年から1945年までの3期に区分される<sup>2</sup>。本研究の対象である皇国臣民体操の登場してきた時期は1930年代以降のいわゆる皇民化政策期であり、本研究では特に1936年に南次郎<sup>3</sup>が朝鮮総督に就任してからの時期をその対象とする。この時期はいわゆる創氏改名や神社参拝などが強制的に行われるようになる時期であり、「内鮮一体」といったスローガンに代表されるように実質とは裏腹に朝鮮人を日本人へと同化させようとする政策が推し進められたのである。

朝鮮総督に就任した南は朝鮮統治における目標を2つ掲げている。「第一は朝鮮に陛下の行幸を仰ぐことで、第二は朝鮮に徴兵制度を施くこと」であった。そのためこれらを実現させるための政策として国体明徴、鮮満一如、教学刷新、農工併進、庶政刷新を五大政綱とし、南の統治方針にしたとされる。皇国臣民体操が制定された皇民化政策期はこれらの施政方針に基づいて上記のような植民地政策が施行された。

### 2) 史料について

本研究で用いる史料は、当該期において朝鮮総督府の発行していた雑誌「朝鮮」、また朝鮮教育会の発行していた雑誌「文教の朝鮮」、さらに京城日報社発行の「京城日報」などを主とする。これらの史料を中心に皇国臣民体操の実態を確認し、事実関係を検討していく。

これらの史料の特徴は体制側に与した言説を展開しているものであるという点である。例えば、「京城日報」についてみてみると京城日報社の社是には「京城日報社員は忠君愛國の精神を發揮して朝鮮総督府施政の目的を貫徹するに勲むること」<sup>4</sup>とあるように、京

<sup>2</sup> 梶村秀樹著、『梶村秀樹著作集第2巻 朝鮮史の方法』明石書店、1993、p.45-48

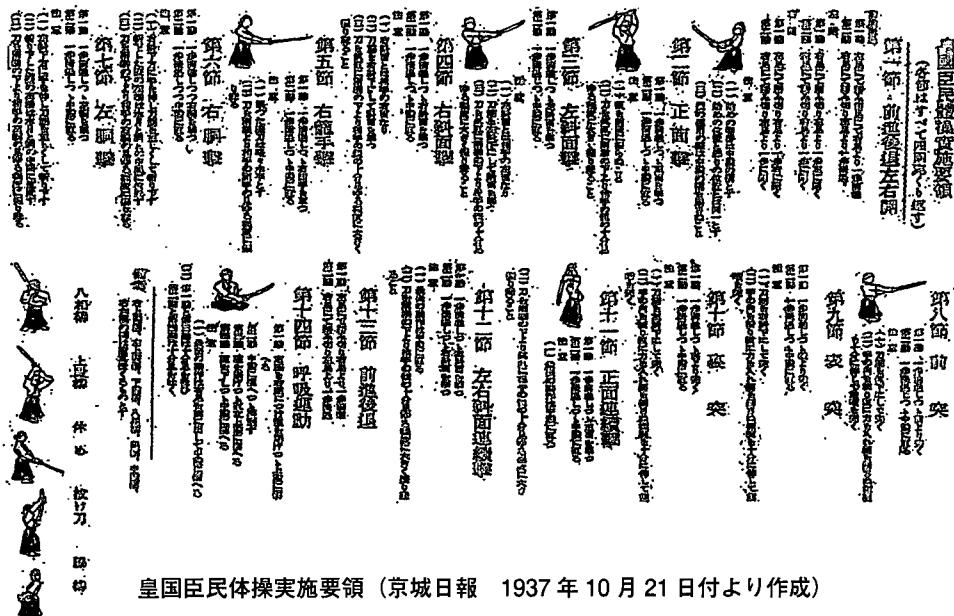
<sup>3</sup> 陸軍大将。1929年8月から1930年12月まで朝鮮軍司令官として在任している。1936年に第7代朝鮮総督に就任。

<sup>4</sup> 京城日報社編、『京城日報社誌』京城日報社、1920、p.5

城日報が総督府の御用新聞であったことは明らかであり、ゆえに当時の植民地政策の展開に与して語られた言説であることは疑いようがない。こうしたことからこれらの史料を用いる場合、当該期の植民地社会の状況を特に体制側がどのように把握し、どのように志向していくこうとしたのかを読みとる視角が必要となる。

### 3. 皇国臣民体操の実際

皇国臣民体操とはどのような体操だったのか。まずは以下の資料を参考にしながらその実際の動きを確認しておきたい。



皇国臣民体操実施要領（京城日報 1937年10月21日付より作成）

これは1937年10月21日付の京城日報に掲載された「皇国臣民体操実施要領」である。この実施要領からも分かるように、皇国臣民体操は剣道の型を体操化したものであり、この体操の一連の動きは14節で構成されていた。各節ごとの動きを示すと右記の通りである。

第一節	前後後退左右開
第二節	正面擊
第三節	左斜面擊
第四節	右斜面擊
第五節	右籠手擊
第六節	右脇擊
第七節	左脇擊
第八節	前突
第九節	表突
第十節	裏突
第十一節	正面連続擊
第十二節	左右斜面連続擊
第十三節	前後後退
第十四節	呼吸運動

第一節では中段の構の姿勢を維持しながら基本的な体の移動を行い、次に相手の頭部への面撃の動作を二、三、四節において、五節にて相手の右籠手に向かって籠手撃の動作、六、七節にて胴撃の動作、八、九、十節にて突の動作、十一、十二節は連続撃の動作を取り入れ、十三、十四節においては整理体操として前後の体の移動と呼吸運動を行い締めくくっている。また実施要領にも示されているように構に関しても5つの構を、体操とともに指導していくこととなっていた。

また資料に見られるようにこの体操は木剣（木刀）を持って行われるもので、その木剣（木刀）は学年に応じて重さと長さを設定した3種類のものからなっていた。詳細を示すと以下の通りである。

#### 一、中等學校以上

重 サ 百二十匁内外

長 サ 三尺ヨリ三尺三寸五分迄

#### 二、初等學校上學年用

重 サ 百匁内外

長 サ 二尺九寸ヨリ三尺迄

#### 三、初等學校下學年用

重 サ 九十匁内外

長 サ 二尺七寸ヨリ二尺九寸迄

このように皇國臣民体操の実践を推進するために、それぞれの規格に応じた木剣（木刀）を各学校に支給することが考えられ、このことについては原則的に朝鮮体育協会が代価を統制しつつ、配給制で各学校に配布することとしていた。学校によっては実習の際に創作したり、あるいは素材となる枇杷の木が入手困難であることから、櫻の木を用いて製作されることが一般的であったという<sup>5</sup>。

## 4. 皇國臣民体操成立の背景

### 1) 南の朝鮮総督就任と皇民化政策

1936年8月に朝鮮総督に就任した南次郎は「内鮮一体」をスローガンとした植民地政

---

<sup>5</sup> 朝鮮総督府学務局社会教育課・朝鮮体育協会、「皇國臣民体操の精神と実施上の注意」、『文教の朝鮮』、1938年、p.

策を展開していく。この当時に行われた植民地政策は特に皇民化政策と呼ばれ、朝鮮の人々に対して同化政策を推し進めるものであった。

まずは神社参拝が強制的に行われる。これは日本の国家神道を朝鮮の下層に位置する人々にまで敷衍させようとするものであり、そのために一面（村）一神社主義をとり、朝鮮の至るところに神社が創建された。従って同時期の神社数も、1916年の神社数34から、1931年の神宮1、神社50、神祠86、さらには1942年末の官幣大社2、國幣大社6、その他の神社55、神祠828と飛躍的に増加していることが分かる<sup>6</sup>。また官幣大社である朝鮮神宮の参拝者数の推移をみてみても、1931年に40万3550人だったのが1937年には約5倍の202万2292人に増加し、その後1942年には264万8365人にまで達している<sup>7</sup>。このことからも神社参拝が強制力をもった政策として行われたことが窺える。

皇民化政策を象徴するものとしては「皇国臣民の誓詞」が挙げられる。これは、1937年に学生だけでなく広く一般民衆にも普及させる目的で作成され、あらゆる行事の際に暗誦するよう命じられたもので、以下に示すように児童用と成人用との2種類が用意されていた。

(其ノ一)

- 一 私共ハ 大日本帝國ノ臣民デアリマス
- 二 私共ハ 心ヲ合セテ 天皇陛下ニ忠義ヲ盡シマス
- 三 私共ハ 忍苦鍛錬シテ 立派ナ強イ國民トナリマス

(其ノ二)

- 一 我等ハ皇國臣民ナリ 忠誠以テ君國ニ報ゼン
- 二 我等皇國臣民ハ 互ニ信愛協力シ 以テ團結ヲ固クセン
- 三 我等皇國臣民ハ 忍苦鍛錬力ヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚セン<sup>8</sup>

この誓詞創定の趣旨は、「南總督ノ教育體制ノ根本主義タル皇國臣民鍊成ノ本旨ニ基キ半島ニ在ル青少年ヲシテ簡潔明暢ナル誓詞ノ反復朗誦ニ依リ我ハ皇國臣民ナリトノ信念ヲ牢固ナラシメ内鮮一體協力團結シテ君國ノ爲ニ赤誠ヲ捧ゲ日常ノ本務ニ從ヒテハ各其ノ分ニ應ジ克ク勤労鍛錬シテ實力ヲ養ヒ以テ世界ニ雄飛スペキ基礎ヲ確立セシメントスルニ在リ」<sup>9</sup>とされ、朝鮮の人々がこの誓詞を反復して口ずさむことにより、当局は皇国臣民の

<sup>6</sup> 朝鮮総督府編、『日本人の海外活動に関する歴史的調査』高麗書林、1985年6月、p.61

<sup>7</sup> 朝鮮総督府、前掲書、p.61

<sup>8</sup> 朝鮮教育会、「皇國臣民ノ誓詞」、『文教の朝鮮』朝鮮教育会、1937年11月、p.4

<sup>9</sup> 朝鮮教育会、前掲書、p.5

精神と内鮮一体の精神を朝鮮の人々に刷り込もうとしていた。

こうした政策は、学校教育、とりわけ日本語教育のなかにも展開され、言語による植民地支配といった側面も色濃くなっていた。1938年に改正された朝鮮教育令をみると、朝鮮語は教科目から随意科目となり、その地位が貶められる一方で、日本語については「國語ヲ習得セシメ其ノ使用ヲ正確ニシ応用ヲ自在ナラシメテ國語教育ノ徹底ヲ期シ以テ皇國臣民タルノ性格ヲ涵養センコトヲ期スベシ」<sup>10</sup>とされたのである。

また1939年には「朝鮮民事令中改正」、1940年には「朝鮮人の氏名に関する」制令がそれぞれ公布され、いわゆる「創氏改名」が遂行されることとなる<sup>11</sup>。これは、朝鮮における「姓」を日本の「氏」へと強制的に変更させるというもので、創氏手続きの届出期間は、1940年2月11日から同年8月10日までの約6ヶ月間とされた。しかし、5月20日の時点で創氏を完了したのは、総戸籍数のわずか7.6%という状況であったため、総督府はさらに「親日知識人を徹底的に利用し、法律の若干の手直しを行い、さらに当時ほとんどすべての朝鮮人を組織していた国民精神総動員朝鮮聯盟を通して、強制の度を強め、ついに後半の三ヵ月で実に約三〇〇万戸を創氏させ、全体で創氏戸数三二〇万一千六戸、創氏率七九.三%を達成する」<sup>12</sup>に至ったのである。

この他にも「陸軍志願兵制度」<sup>13</sup>の導入など数多くの皇民化のための具体的な政策が存在する。この時期の植民地政策は、いずれの場合も戦争の影響による人的資源の確保に目的がおかれ、その手段としての同化政策が次々と展開されるようになった。しかし、この時障害となったのが朝鮮固有の習俗、歴史、文化、言語等であり、こうした障害を切り崩すために植民地住民に対して日本の精神性を植え付けようとしたのである。こうした影響は、当然朝鮮の体育・スポーツにおいても顕著になってくる。

## 2) 名称の由来

皇国臣民体操は剣道の型を簡素化した体操であり、このときまでは単に木剣体操と呼ばれているものだった。そのため京城日報にみられる皇国臣民体操に関する最初の記事は「皇道精神の鼓吹に木剣体操を課す」<sup>14</sup>という見出しである。この時点ではまだ「皇国臣民体

<sup>10</sup> 佐藤秀夫編、『続・現代史資料10 教育 御真影と教育勅語3』みすず書房、1996年、p.30

<sup>11</sup> 宮田節子・金英達・梁泰昊著、『創氏改名』明石書店、1996年、p.43

<sup>12</sup> 宮田節子ら、前掲書、p.80

<sup>13</sup> 陸軍特別志願兵制度は1938年2月22日の勅令第95号「陸軍特別志願兵令」の公布により開始されている。この時の志願者の多くは小作農の人々が多かったが、それは農村の疲弊が極限状態に達していたことに起因し、朝鮮人農民が「志願せざるを得なかった」状態に置かれていたことを物語っている。(宮田節子著、『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1997年、p.50-93 参照)

操」という名称は使われていなかった。皇国臣民体操の「皇国臣民」という言葉は南の下で学務局長となる塩原時三郎の造語だと言われており<sup>15</sup>、恐らくこの体操の制定時に学務局長心得であった塩原の影響もあって「皇国臣民体操」という名称が用いられるようになったのではないかと考えられる。次に紙面にあらわれるのは10月8日の制定後、10月10日の記事であるが、そこには「皇国臣民体操 学務局で制定普及さす」とあり、「国民精神作興運動と共に総督府学務局では体位向上を目指すスポーツをも日本精神を織り込んだものたらしむべく従来の体操に日本武道の型を取り入れて新しい日本式体操を制定しこれを『皇国臣民体操』と名づけて一般に普及せしめることとなり、目下関係方面において慎重考慮中である」<sup>16</sup>と簡潔な説明が付されている。

### 3) 武道の体操化について

先に皇国臣民体操は木剣体操として知られていたものだと述べた。実はこの皇国臣民体操の制定に先立つこと40年ほど前に日本でもこうした武道の体操化が試みられている。明治30年代から40年代にかけて考案された武術体操法がそれである。この体操は教育家と武術家らがそれぞれ考案している<sup>17</sup>。教育家によって武術体操法が考案された理由としては「学校体操教材に撃剣を採用するためには、頭脳への危険性の排除と教授法の統一という二つの課題が克服されなければならなかった」<sup>18</sup>と説明される。当時は学校教材においても普通体操が主流でまた合理性を重視したスウェーデン体操が学校教材として採用されようとしている時期でもあった。そのため学校教材への採用を促すために日本の武道に西洋式の体操の原理を組み入れ、安全で集団に一斉指導できる武道の指導法の確立がなされたのである。

しかし、このときに考案された武術体操法はスウェーデン体操が学校体操教材の中心を占めるようになると、大正の後期にはほとんど実践されなくなつたという。ただ、こうした教育家らの武術体操法の影響を受けて武術家たちも初心者向けに武道を指導していくための方策を立てることとなり、武術家による武道の体操化もこのときになされている。

大正期には低迷してしまう武術体操だが、この体操のいくつかの特質は確認しておきた

<sup>14</sup> 京城日報 1937年9月25日付

<sup>15</sup> 宮田節子ら、前掲書、p.20

<sup>16</sup> 京城日報 1937年10月10日付

<sup>17</sup> 教育家としては小沢卯之助や中島賢三らが、また武術家としては隈元実道、橋本新太郎、関重郎史治らが挙げられる。

<sup>18</sup> 中村民雄著、『剣道事典－技術と文化の歴史』、島津書房、1992年、p.181

い。ひとつは日本の伝統的な身体技法を合理的価値観により武術体操という西洋式なものへと転化したこと、またそれによって多くの武術家に武道を習う初心者への一斉指導の方法を示唆するに至った点。次にこのとき創作された武術体操が講習会などを開くことによってこのような武道の動きを基本とする体操が全国に広まったということ。しかし、一方では刃筋を無視した動きなどから武術体操そのものには技としての価値はほとんどないとする議論も生まれてきていたことなどである<sup>19</sup>。

上記のように武術体操のいくつかの特質を確認したが武道の体操化が当時の武術家らの間で広く知られるようになった点は重要であり、こうした武道の体操化の視点は皇国臣民体操の成立とも関連づけて比較検討する余地がある。

#### 4) 皇国臣民体操の形成

皇国臣民体操はどのようにして形成されたのであろうか。まずは以下の文章をみておきたい。

「皇国臣民体操とは木剣体操のことか。」「木剣体操を学校体操のなかに取入れるのか。」等は体操科担当教師諸君よりの質問であった。「木剣体操を学校の中に広く取入れることになつたさうですが結構ですな。」と満悦の意を表しての話は剣道教師諸君より出る話題であつた。<sup>20</sup>

これらのやりとりから皇国臣民体操が体育教員や剣道教師らには「木剣体操」と認識されていたことが分かる。つまり前項で述べた武術体操法が体育や剣道の関係者らに知られていたのであり、皇国臣民体操はそれと同一のものだと思われていた。しかし、当局はあくまで皇国臣民体操は皇国臣民体操であるということを強調している。皇国臣民体操に込められる意味が木剣体操のそれとは違うことを述べたかったのである。

それではこのとき皇国臣民体操をつくったのは誰なのか。そのことに関して直接述べられている資料は管見ながら発見できなかったが、皇国臣民体操の創作に関わったであろう人物は特定できる。『文教の朝鮮』という雑誌の「皇国臣民体操の精神と実施上の注意」という論考の中で、朝鮮総督府嘱託であった梅沢慶三郎とともにこの体操の動きの解説を行っている京城師範学校教諭の根本通夫である。

<sup>19</sup> 中村民雄、前掲書、p.185

<sup>20</sup> 朝鮮総督府学務局社会教育課・朝鮮体育協会、「皇国臣民体操の精神と実施上の注意」、『文教の朝鮮』、1938年、p.56

根本は大日本武徳会剣道5段鍊士でもあり、大日本武徳会朝鮮地方本部に所属していた。また皇国臣民体操の制定される前年には『剣道要義』という著書を著しており<sup>21</sup>、その内容は剣道鍊士号の受験者に対する参考書のようなものであったが、武道史論から運動生理衛生に至るまで多岐にわたっており、根本の識見の深さを伺わせるものであった。著書のなかには武術体操に関する論考は見当たらぬが、彼の知る師範や先生などは先に述べた武術体操を知る人々であり、武術、武道の体操化についての知識を彼が把握していた可能性は極めて高い。そして学校教材であることを意識してか実際につくられた皇国臣民体操は明治期の武術体操よりもさらに簡素化されており、14節で形成された剣道の基本動作を繰り返すものであった。

## 5. 皇国臣民体操の成立

### 1) 皇国臣民体操の制定

南の五大政綱のひとつであった教学の刷新という施政方針に基づいて1937年10月8日に皇国臣民体操は制定されている。皇国臣民体操の制定される6日前の10月2日には「皇国臣民の誓詞」が制定されており、皇国臣民体操はこの「動的体認の実践部面」として制定されたのであった<sup>22</sup>。

それでは皇国臣民体操制定のねらいは如何なるものであったのか、以下に制定の趣旨と目的を確認しておきたい。

#### (一) 趣旨

古來武道ノ型ヲ範トシテ之ヲ體操化シ組織ノ上「皇國臣民體操」ヲ創定シ、一般ニ普及セシムルコトトセリ、右ハ古來日本精神ノ根帶ガ武道ニ依リ培ハレタル武士道ニ在ルヲ信ジ其ノ精神ヲ採リ劍ニ親シム者ト否トヲ問ハス日常武道ノ型ニ親シムコトニ依リ心身ヲ鍛錬シ皇國臣民タルノ信念體得ニ資セシメンガ爲ナリ

#### (二) 目的

教育體制ノ根本方針ハ皇國臣民ノ造成ヲ目的トスルニ在リ各學科ヲ通シ之ニ歸一セシムルニ在ルハ勿論ニシテ曩ニ學校體操教授要目ヲ改正相成タル主旨モ亦右ノ目的精神ニ出ツルモノニシテ皇國臣民體操實施ニ當リテハ徒ニ技巧末節ニ拘ハルコト無ク身體ノ鍊成、精神ノ統一ヲ旨トシテ我國傳統ノ武道精神ノ體得ニ依リ皇國臣民タル氣魂

<sup>21</sup> 根本通夫、『剣道要義』、大同館書店、1936年

<sup>22</sup> 朝鮮総督府、『朝鮮総督府施政三十年史』、名著出版、1972年、p.790

ノ涵養ニ努ムルト共ニ姿勢ノ端正，身體ノ強健ヲ圖リ快活，剛毅，確固不拔ノ精神ト  
忍苦持久ノ體力トヲ養成センコトヲ期ス<sup>23</sup>

上記のように趣旨，目的ともに武道の技を体得することにねらいがあるのではなく，武道の基本動作を通して皇国臣民としての身体と精神を育成することにねらいのあったことが理解される。

## 2) 皇国臣民体操にみる武道精神

皇国臣民体操で重視されたのは武道における技や動きの体得よりも，身体と精神の鍛錬であり，この身体運動を通して皇国臣民の態度を養成することであった。それでは皇国臣民体操が強調する武道精神とは如何なるものだったのだろうか。『皇国臣民体操精義』には以下のように記されている。

我が國忠君尚武の美風は日本民族固有の性情であつて，後代発達して來た武士道の淵源は亦實に茲に存すといはなくてはならぬ。(中略) かくして武道は日本精神の根幹にして，徒に武士階級一般の精神たるに止まらないのであつて，王政維新後，封建制度の崩壊と共に，武士なる階級は廃せられたりと雖も，その精神には些の消長もなく維新後国民皆兵となりたる後は日本魂なる名称に於て日本精神の根蒂となつたのである<sup>24</sup>。

つまりここで述べられている武道精神は日本の国家意識，すなわち日本のナショナリズムと関連づけて語られているのである。またこうした武道精神の影響は「現今の体育が余りに欧化に流れ徒に技巧的な形態美を求めてその実をなくした憾みがある」<sup>25</sup>という言葉や「学校体操教授要目が改正せられて純日本式体操体系に改められたりと雖も輸入体操の殻を真に脱し得ぬ恨なきにしもあらず」<sup>26</sup>といった言葉にあらわれ，武道精神を強調することで体育のなかでの西洋的なものの排除を後押しすることにもなっている点は確認しておきたい。

## 6. 皇国臣民体操の普及

### 1) 普及について

<sup>23</sup> 朝鮮総督府，前掲書，pp.792-793

<sup>24</sup> 坂東藤太郎，『皇国臣民体操精義』，日韓書房，1938年，pp.8-9

<sup>25</sup> 京城日報 1937年10月15日付

<sup>26</sup> 朝鮮総督府学務局社会教育課・朝鮮体育協会，前掲書，p.56

こうして制定された皇国臣民体操は学校教育を中心に普及していくこととなる。制定当初は随意科目として初等学校、中学校で行われるようになったが、1938年の第3次学校体操教授要目の改定により、中等学校や師範学校では柔道・剣道といった武道が正課となり、さらに皇国臣民体操は必修となつたのである<sup>27</sup>。

また皇国臣民体操は学校だけではなく、他の場所においても実施されている<sup>28</sup>。当時の京城日報にはその様子がいくつか紙面に掲載されている。なかでも1938年に陸軍特別志願兵訓練所において皇国臣民体操が正課として採用されている点は看過できない。何故ならこの訓練所に集まってきた青年らは朝鮮人だったからである。当時の紙面には「志願兵の正課に皇國臣民體操」という見出しで以下のような記事が掲載されている。

入所以來五旬の訓練に半島最初の感激と光榮を荷つて身心愈よ鍊磨される陸軍特別兵志願者訓練所では正科として皇國臣民體操を取入れることになり廿七日陣之内鹿雄教士を招いて日本刀に關する講話を受け、廿八日午前九時全訓練所生二百二名に三寶にのせて森嚴な木刀の受與式を行つて後教士の指導で體操の實施指導を受け益々皇國臣民の精髓に触れることになつた<sup>29</sup>

南の掲げた植民地統治における目的のひとつは「朝鮮に徵兵制度を施く」ということだつた。その手始めの場所である陸軍特別志願兵訓練所で皇国臣民体操が行われるようになつたことは、皇国臣民体操の役割を再確認させる事柄であろう。

さらに同年に開かれた朝鮮総督府時局対策調査会の「體位ノ向上ニ關スル件」<sup>30</sup>においては朝鮮神宮競技大会などとあわせて皇国臣民体操も時局に対する体育・スポーツ活動のひとつとして取り上げられている。

## 2) 学校における普及の意義

皇国臣民体操で重視されたのは身体の鍛錬も然ることながら、その精神性であった。もしだ単に武道精神を広めたいのならば、武道そのものを行うことのほうが合理的であるように思われる。しかし、この時期に皇国臣民体操の登場してきたことの意義はいくつか

<sup>27</sup> 西尾達雄、前掲書、pp.429-430

<sup>28</sup> 例えば 京城日報 1937年12月5日付、同1938年4月3日付、同1938年6月29日付、同1938年7月29日付、同1938年11月20日付などに皇国臣民体操を行う様子が写真付で掲載されている。

<sup>29</sup> 京城日報 1938年2月8日付

<sup>30</sup> 朝鮮総督府、『日帝下支配政策資料集第十五卷』、高麗書林、1985年、pp.102-103

考えられる。

皇国臣民体操は剣道の型を簡易化したものであったことは既に述べた。しかも 14 節という非常に短くされたものであった。この理由としては武道をなるべく低学年の児童から親しませることによって真に皇国臣民を形成していくことを意図があったのではないかと考えられる。そのため初等学校の児童に教材として配当できるようより簡易なものにした。また武道に関わる講話等で皇国臣民体操の意義を児童らに伝えるなど、德育の観点からもこの体操を想定しており、その効果の有意性を高めようとしていたことが分かる。

これは当時の教育政策の影響も伺える。当時 30% の就学率を 5 年で 60% に、1950 年には皆学を目指し、内鮮共学も直ちに実施する<sup>31</sup>といったことが教育の計画として掲げられ、計画通りに進むと近い将来には多くの朝鮮人児童も初等学校に入学できることになる。1920 年代には高等普通学校以上の学校で同盟体校などの民族主義的な行動が頻繁に見られ<sup>32</sup>、こうした運動が当局を悩ませていたことなども同時に考慮すると、できるだけ早い時期、つまり児童期から日本への統合を促す精神を植えつけていくことを意図したのが動いていたと考えるのは自然であろう。そうした状況のなかで皇国臣民体操の登場してきた意義も首肯できる。

次に当時の学校教育のなかで武道教育を行う下地が整っていなかったという点があげられる。すなわち指導者不足ないしは指導者の指導力の問題である。朝鮮全土に武道精神を浸透させていくには、またその効果を得るために教員の武道、皇国臣民体操に対する理解が第一の条件だった。そのため、まずは教員自身が指導しやすく、理解のしやすい教材が必要であった。この点も皇国臣民体操が登場してきたことと関連するのではないかと考えられる。皇国臣民体操が制定された 2 年後の 1939 年においても「本府に於てはかねて皇国臣民体操によりその普及企図し来つたが、之が眞の効果の挙揚は指導者自身の武道精神の修養体得に依らなければ到底満足を期することの不可能なる状態に鑑み、今般教育者の全部に対し勤務の余暇を割いて武道の修練を積ましめ実践を通じて武道精神の把握体得を図らしめる」<sup>33</sup>という状態であり、教員の武道への理解の度合いが当局の思っているより低調であった。こうしたことからまずは教員らの武道に対する理解を高めていく必要性があったと考えられる。

<sup>31</sup> 京城日報 1938 年 3 月 31 日付

<sup>32</sup> 金成植、「抗日韓国学生運動史」、高麗書林、1974 年、pp.222-223

<sup>33</sup> 朝鮮総督府、「学校教員に武道奨励」、『朝鮮』、1939 年、p.102

## 7. まとめ

本研究は皇国臣民体操に着目し、その成立と展開について言及してきた。この体操が注目に値するのは、植民地という状況下、そのなかで制度化された組織内に植民地住民を巻き込み、巻き込まれた人々の身体をどのように植民地権力へと結びつけていくのか、そのことについてひとつ的方法が示されている点にある。

武道に付与された日本独自の価値観が当該期の植民地政策と結びついたときに本研究で扱ったような体操が存在意義をもって登場してきた。この体操が真に植民地権力への求心性を高めたかどうかは疑問の残る点ではあるが、人々がこうした体操を通じて植民地権力の渦中に動員されるきっかけになっていたと捉えることはできるだろう。